

島根県報

号外第八四号
平成十五年五月三十日
(金曜日)

人委規則

目 次

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和六十三年島根県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「技術第一部」を「研究開発部」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年七月十日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松江陽印所
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)